告 示

埼玉県告示第四百四十八号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

口 変更の概要

大規模小売店舗に おい て小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ダイエー 代表取締役 西見徹

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計十二者

変更後)株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計十 一者

八 変更年月日

平成二十五年五月二十二日外

二 届出年月日

平成二十六年三月十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十六年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十六年七月二十八日まで

口 意見書提出先